

研究利用目的のデータアクセスについて

2022年2月1日

欧州デジタルサービス法案における規定①

- デジタルサービス法案第31条は、大規模なプラットフォーム（EU圏内のサービスの平均月間アクティブ受領者数が4,500万人以上であるオンラインプラットフォーム）に対し、研究者へのデータアクセスを提供することを要請している。
- 本規定の背景・目的には、研究者等による調査が、情報の非対称性の解消、リスク軽減のための弾力的なシステムの確立等のため特に重要であるとの認識がある。

■ デジタルサービス法案（2020.12公表）抜粋・仮訳

第31条 データへのアクセスと調査の実施

1. 超大規模オンラインプラットフォームは、設立地のデジタルサービスコーディネーター又は欧州委員会から、合理的な要求があった場合には、その要求に指定された合理的な期間内に、本規則の遵守状況を監視及び評価するために必要なデータへのアクセスを提供するものとする。そのデジタルサービスコーディネーター及び欧州委員会は、その目的のためにのみそのデータを要求し、アクセスし、使用するものとする。
2. 設立地のデジタルサービスコーディネーター又は欧州委員会から理由のある要請があった場合、超大規模オンラインプラットフォームは、要請で指定された合理的な期間内に、第26条に定めるシステミックリスクの特定及び理解に寄与する研究を行うことを唯一の目的とし、本条第4項の要件を満たす審査済みの研究者にデータへのアクセスを提供するものとする。
3. 超大規模オンラインプラットフォームは、必要に応じて、オンラインデータベース又はアプリケーション・プログラミング・インターフェースを通じて、第1項及び第2項に基づくデータへのアクセスを提供するものとする。
4. 設立地のデジタルサービスコーディネーター審査を受けるためには、学術機関に所属し、商業的利益から独立しており、調査対象となるリスクに関連する分野や関連する研究手法に関する専門知識の実績があり、各リクエストに対応する特定のデータセキュリティ及び機密保持の要件を守ることを約束し、それを維持する能力があることを必要とする。（次項につづく）

欧州デジタルサービス法案における規定②

■デジタルサービス法案（2020.12公表）抜粋・仮訳

第31条 データへのアクセスと調査の実施 （前頁のつづき）

5. 欧州委員会は、理事会と協議の上、超大規模オンラインプラットフォームが第1項及び第2項に基づきデータを共有するための技術的条件並びにデータを使用することができる目的を定めた委任法を採択するものとする。これらの委任法は、機密情報、特に企業秘密の保護、及びサービスのセキュリティの維持を含む、超大規模オンラインプラットフォーム及び当該サービスの受領者の権利と利益を考慮し、規則（EU）2016/679に準拠して、吟味された研究者との当該データの共有が行われる具体的な条件を規定するものとする。
6. 超大規模オンラインプラットフォームは、以下の2つの理由のいずれかにより要求されたデータにアクセスすることができないと考える場合、第1項及び第2項に記載された要求の受領後15日以内に、設立のデジタルサービスコーディネーター又は該当する場合は欧州委員会に要求の修正を要求することができる。
 - (a) データにアクセスできないこと
 - (b) データにアクセスすることで、サービスのセキュリティや機密情報（特に企業秘密）の保護に重大な脆弱性が生じること
7. パラグラフ6のポイント(b)に基づく修正要求には、要求されたデータ又は要求の目的に適切かつ十分な他のデータへのアクセスを提供することができる1つ又は複数の代替手段の提案を含まなければならない。
8. 設立のデジタルサービスコーディネーター又は欧州委員会は、15日以内に修正要求を決定し、超大型オンラインプラットフォームにその決定と、必要に応じて修正された要求とその要求に従うための新たな期間を伝えるものとする。

欧州デジタルサービス法案における規定③

- デジタルサービス法案第31条については、以下のような課題が指摘されている。

項目		指摘されている課題等
目的	「システミックリスク」のみが対象（2項）	・ より中立的で自由な目的（例えば「科学的・公益的な研究」等）ではなく、規制上の手段としてのみの機能に限定される
主体	審査に合格した研究者のみ（2項）	・ ジャーナリストやNGOによる利用ができない ・ 要件が厳格すぎる
手続	詳細が不明	・ 研究者からの申請ではなく、当局が主導権を握っている（独立した研究支援というより、規制当局の監視負担を大学に委託するための手段として捉えているような印象） ・ 情報開示命令に対し訴訟等になる可能性
例外事由	セキュリティを理由とした免責規定（6項）	・ データアクセスを拒否する口実となる可能性 ・ 機密保持義務を課す以上例外事由の必要性に疑問
その他	独立したデータ収集（スクレイピング等）との関係	・ 公益的な研究を停止するためにプラットフォームの利用規約が使われないことを保証すべき

出所: Leerssen, Paddy: Platform research access in Article 31 of the Digital Services Act: Sword without a shield?, VerfBlog, 2021/9/07, <https://verfassungsblog.de/power-dsa-dma-14/>

【注】 2022年1月20日に欧州議会によって承認されたDSA修正案（今後理事会で協議）では、第31条において主体を研究者に加えて、審査に合格した非営利団体も対象とする等の修正が行われている。

https://www.europarl.europa.eu/doceo/document/TA-9-2022-0014_EN.html

(参考) デジタルサービス法、デジタルマーケット法の方向性

- 2020年10月29日に欧州委のベステアー副委員長(欧州デジタル化総括・競争政策担当)がスピーチした内容は概ね以下のとおり。

出所: “Speech by Executive Vice-President Margrethe Vestager: Building trust in technology”,
https://ec.europa.eu/commission/commissioners/2019-2024/vestager/announcements/speech-executive-vice-president-margrethe-vestager-building-trust-technology_en

2つ法案の必要性

- デジタル技術、デジタルプラットフォームに対する信頼の揺らぎ
 - ✓ ネット上で危険な製品や有害コンテンツが広がってしまう可能性
 - ✓ ネット上のコンテンツの削除が表現の自由に与える影響（民主主義を保護することも、弱体化することもありうる）
- ⇒ デジタル技術がもたらす可能性を最大限活用するためにも、「信頼の構築」が不可欠

(1) デジタルサービス法（Eコマース指令の改正等）

- ① **プラットフォームによる違法・有害な製品・コンテンツに対応する責任の強化**
 - ✓ 販売者のID確認
 - ✓ 違法コンテンツ削除前の通知
 - ✓ コンテンツ削除に対する苦情申し立ての仕組みの整備

⇒ 違法・危険製品を安価で提供する者を排除し、正当なビジネスを行う者の事業機会を確保。個人による表現の自由を保護
- ② **巨大プラットフォームに対する説明・報告義務**
 - ✓ コンテンツ削除の取組状況の報告
 - ✓ おすすめ表示/非表示の決定要素の開示
 - ✓ ターゲティング広告における当該広告の費用負担者とそれが表示された理由の開示

⇒ 巨大プラットフォームの透明性確保、信頼の構築

(2) デジタルマーケット法

- ① **巨大プラットフォーム(ゲートキーパー)に対する事前規制**
 - ✓ ランキング表示における自己優遇の禁止
 - ✓ プラットフォーム上の企業のデータを、当該企業と競合する自社ビジネスのために使用することの禁止
 - ✓ プラットフォームの利用者が、他のプラットフォームに乗り換えたり、複数のサービスを利用できるようにする など
- ② **市場調査フレームワークの導入（新競争法ツール）**
 - ✓ デジタル市場の構造上の問題を調査
 - ✓ 課題があれば、競争を回復するための措置をとれるようにする

⇒ デジタル市場における公正な競争を確保し、欧州内のあらゆる規模の企業が成功しうる機会を提供

(参考) デジタルサービス法案の概要

※2020年12月時点の内容

- EUは、12月15日、EUでサービスを提供している全てのプラットフォーム事業者に対し、違法コンテンツへの対応に関する責任を強化する規制案を公表。
- オンライン上での消費者保護、プラットフォーム・ビジネスにおける透明性の確保、プラットフォーム事業者の説明責任の確立等を通じて、公正かつ開かれたデジタル市場を目指すことが目的。

規制対象となる「仲介サービス提供者」

以下のサービスを提供する事業者。

① 仲介サービス：ドメイン

ex. インターネット・サービス・プロバイダ等

② ホスティング・サービス

ex. クラウド・サービス等

③ オンライン・プラットフォーム

ex. オンライン・モール、アプリストア、シェアエコ、SNS等

④ 非常に大規模なオンライン・プラットフォーム

※ EU人口数の10% (4,500万人) 以上のユーザーをカバーするオンライン・プラットフォーム

エンフォースメント

- 各加盟国は、当該国で設立された**仲介サービス事業者を監督する当局として、デジタル・サービス・コーディネーターを任命**。
- 各加盟国は、義務違反の仲介サービス提供者に対するペナルティを、各国法において規定することができる。
- 各加盟国及び欧州委員会は、義務違反の「④ 非常に大規模なオンライン・プラットフォーム」に対し、**前年度売上高の最大6%の制裁金等**を課すことができる。

仲介サービス提供者に対する義務

- **全ての「仲介サービス提供者」への義務付け（①～④）**
 - ・ 連絡窓口、法定代理人の設置
 - ・ 利用規約におけるコンテンツ・モデレーションに関するポリシー・手続等の明記
 - ・ 違法コンテンツの取扱いに関する報告書の公表
- **「ホスティング・サービス」、「オンライン・プラットフォーム」への義務付け（②～④）**
 - ・ 違法コンテンツについての通報メカニズムの導入
 - ・ 違法コンテンツ削除前の理由通知
- **「オンライン・プラットフォーム」への義務付け（③～④）** ※小規模事業者は対象外
 - ・ 違法コンテンツの取扱いに関する苦情処理・紛争解決メカニズムの導入等
 - ・ “Trusted Flagger” 認定者による通知への優先的な対応
 - ・ 違法コンテンツの反復提供者等に対するサービス提供の停止・事前通知
 - ・ 重大な犯罪につながるおそれのある情報を認識した場合における当局への通報
 - ・ 消費者とプラットフォーム上で取引する事業者の追跡可能性確保（氏名・住所・電話番号、身分証、銀行口座情報等の確認）
 - ・ オンライン広告の透明性確保（広告表示の主要なパラメータ等の受け手への明示等）
- **「非常に大規模なオンライン・プラットフォーム」のみ義務付け（④）**
 - ・ 違法コンテンツ普及等に関するリスク・アセスメントの実施とリスク低減への取組等
 - ・ レコメンドシステムについての透明性確保（利用規約での主要パラメータ等の明示）
 - ・ ターゲティングの主要パラメータ等の1年間の保存と一般公開
 - ・ デジタル・サービス・コーディネーターと研究者の求めに応じたデータの提供
 - ・ 法令順守担当責任者の設置、外部監査の導入
 - ・ オンライン広告等に係る透明性に関する行動指針の策定（推奨）

(参考) デジタルマーケット法案の概要

※2020年12月時点の内容

- EUは、2020年12月15日、市場における影響力が大きく重要なゲートウェイとして機能する巨大デジタルプラットフォーム（ゲートキーパー）に対し、不公正な慣行禁止等の事前規制案を公表。
- 変化が激しいデジタル市場における公正な競争確保が目的。競争法の補完との位置付け。

規制対象となる「ゲートキーパー」

- 不公正な慣行が起りやすい**コアPFサービス（検索エンジン、SNS、OS、オンライン仲介サービス等）を提供する巨大PF事業者**。

※ (i) 域内年間売上高65億ユーロ以上又は平均時価総額650億ユーロ以上、(ii) アクティブユーザー数4,500万人以上かつ取引先事業者1万社以上等の条件を満たす者をEU当局が指定。

規制見直し等のための市場調査

- デジタル市場の**構造上の課題を調査**。課題があればゲートキーパーに対する**義務を追加**。
- ゲートキーパー指定、コアPFサービス追加、問題解消措置のためにも調査を実施

エンフォースメント

- 全世界年間売上高の**最大10%の制裁金**及び**1日平均売上高の最大5%の定期的ペナルティ支払い**
- 5年間で義務違反や罰金決定が5年間で少なくとも3回なされた場合は問題解消措置を命令（**事業分割もありうる**）

ゲートキーパーに対する義務（事前規制）

【データの利活用・開放】

- PF上で生成されたデータへの無料アクセスの確保
- ユーザーが生成したデータのポータビリティ確保
- 検索エンジンで生成されたランキングやクリック等のデータの共有
- PF利用事業者の販売データ等の情報を当該事業者との競争分野で利用禁止
- 自社のコアPF上の個人情報とそれ以外のサービス上の個人情報の結合禁止

【自社優遇の禁止、ユーザーの選択肢の確保】

- 自社に有利なランキング表示の禁止
- 自社のコアPF以外のPFにおける販売価格・条件設定の自由の確保
- 自社のコアPF経由で獲得した顧客とのPF外での契約の自由の確保
- 自社アプリのアンインストール防止措置の禁止
- 他社アプリ・アプリストアのインストールや利用の確保
- OS使用によりアクセスするアプリの切り替えや定期購読に対する技術的制限の禁止
- PFにより提供される決済等の附属サービスへのアクセス確保

【抱き合わせ禁止】

- コアPF利用事業者による提供サービスで当該PFの識別サービス利用の強制禁止
- コアPFの利用登録等に際して、自社の他のサービス利用の強制禁止

【デジタル広告】

- PFによる広告サービスにおける広告主やパブリッシャーによる支払額等の情報の開示
- 広告効果等の独自検証を可能とするツールや情報の無償提供
- 消費者情報のプロファイリングに関する年次監査結果のEU当局への提出

【その他】

- 苦情申立ての妨害禁止 ・合併・買収・事業提携に関する計画のEU当局への提出

米国上院提出法案における規定①

- 米国議会においても、研究者によるデータアクセスを法制化する動きがある。

概要

- 2021年12月9日、米議員団は、ソーシャルメディア企業に対して外部研究者への情報開示を義務付ける法案（Platform Accountability and Transparency Act：“PATA”）を提出

内容

- 外部研究者は、米国立科学財団(NSF)を介してソーシャルメディア企業に情報開示を求めることができ、NSFが認めた場合、ソーシャルメディア企業は一定のプライバシー保護を行った上で、外部研究者に必要なデータを提供することを義務付けられる。

背景

- Meta社(旧Facebook社)の内部調査によって同社アプリであるInstagramが10代の少女に有害である可能性が示されていたことが、ウォール・ストリート・ジャーナルの記事により明らかとなったことを受けてのもの。
- 2021年8月、米上院議員がMeta社に対し、NYUの研究者2人のFacebookアカウントを削除した理由を質問。

米国上院提出法案における規定②

■ Platform Accountability and Transparency Act (PATA) (2021.12公表) 抜粋・仮訳

第6条 プラットフォームの義務及び免責 (抜粋)

(a) 適格データ・情報の提供：事務局（注：米FTCに設置）が適格データ・情報に対する最終的な保護措置を決定した場合、プラットフォームは、適格研究プロジェクトを実施する目的で、事務局が指示した条件で適格研究者に適格データ・情報を提供しなければならない。

(d) セーフ・ハーバー：第4条(j)項に従って事務局が定めたプライバシー及びサイバーセキュリティに関する規定を遵守するプラットフォームに対しては、適格研究プロジェクトを推進するために適格研究者に適格データ・情報が公開されたことにのみ起因する、州法又は連邦法に基づく訴訟原因を提起することはできない。（※適格研究者について第7条(d)項に同様の規定）

(e) 提訴権：プラットフォームが必要な適格データ・情報の全てを適格研究者に提供しなかった場合、適格研究者又はその所属する大学は、地方裁判所に差止めによる救済を求めて提訴するか、又はFTCに対し第9条に基づく措置（注：措置命令・民事罰）の執行を行うよう申し立てることができる。

第11条 ソーシャルメディアプラットフォーム上でのジャーナリズム及び調査のためのセーフハーバーの確立

以下のようなプラットフォーム上でのニュース収集や調査プロジェクトの一環として対象となる情報を収集した場合、いかなる人物に対しても民事上の請求を行われず、刑事責任も発生しないものとする。

- (1) 情報がデジタル調査の対象となる方法で収集されていること
- (2) プロジェクトの目的が、公共の関心事について一般市民に情報を提供することであり、かつ実際に当該目的以外に使用されないこと
- (3) プラットフォーム利用者のプライバシーを保護するための合理的な措置を講じていること
- (4) 調査用アカウントの作成と使用に関して、プラットフォーム利用者に誤解を与えないようにするための合理的な手段を講じていること
- (5) 当該プロジェクトがプラットフォームの技術的運営に重大な負担をかけないこと